

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第6号

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(最低制限価格の作成) 第14条 契約担当者は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の <u>10分の9.2から10分の7.5</u> までの範囲内において定めなければならない。 2及び3 <省略>	(最低制限価格の作成) 第14条 契約担当者は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の <u>10分の9から10分の7</u> までの範囲内において定めなければならない。 2及び3 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後の公告その他契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前の公告その他契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。